

くらしの情報 かわさき



令和7年
秋号

- 未来の幸せへとつなぐ、わたしたちの選択「エシカル消費」 P1・2
- いまどき相談事例 P3
- 川崎市消費者支援強調月間特別講演・・P4
川崎駅東口地下街で展示を行います!

いまどき
相談事例

増えています！高齢者の定期購入トラブル
SNSで知り合った相手から買ったライブチケットが渡されない！

発行 川崎市消費者行政センター

未来の幸せへとつなぐ、 わたしたちの選択「エシカル消費」

一般社団法人 日本エシカル推進協議会 副会長
一般社団法人 日本サステナブル・ラベル協会 代表理事
山口真奈美

エシカル消費とは

エシカルとは「倫理的、道徳的」という意味の英語ですが、「人や地域、社会、環境に配慮した行動や考え方」であり、エシカル消費とは、そのような配慮がなされた「モノやサービスを選んで消費すること」です。エシカル消費にはさまざまな配慮の視点があり、取り組み方も多様です。

エシカル消費の様々な配慮の実践ヒント

環境

森や海、自然や地球環境、動植物や生態系などに配慮した製品を選ぶことや、再利用・リサイクルをすることも大切。また、古着のリユースやシェアリングサービスなども今注目されています。

例) マイバッグ・マイボトルなどを使用、廃棄せずリサイクルへ、など。



人

衣食住を支える製品は、誰かがどこかで生産や製造に関わっています。しかし、劣悪な環境での強制労働や、子供たちが学校にも行けずに児童労働させられてしまう事例もあり、人権への配慮も求められます。

例) フェアトレード商品などサステナブル・ラベル認証製品を選ぶ、など。



地域・社会

地域で生産されたものを地域内で消費する地産地消や、被災地の商品を買う応援消費、また、伝統工芸の継承や地域の雇用促進、地域内で製品やサービスを循環させることもエシカルな取組みと言えます。

例) 伝統工芸、応援消費、地域の商店街で地域の生産物を購入する、など。

動物福祉

平飼卵や畜産が商業的になりすぎていないか、動物の育つ環境がストレスフリーなのか。食だけではなく、ペットの在り方を考えることや、ファッションにおける毛皮やレザーの代替としてエコな素材を使うことも含まれます。

例) 動物に配慮された製品を選ぶ、など。

10月は食品ロス削減月間※です

※令和元年10月1日に施行された食品ロス削減推進法において、10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」と定められています。

わたしたちと食品ロス

わたしたちの命の基盤となる食。その食材は地球の素晴らしい自然や恵みと人々の手によって、美味しく形を変えてテーブルに並ぶわけですが、本来食べられるのに捨てられる食品である「食品ロス」の量は日本で年間464万t※。1人当たりの食品ロス量は1日約102g、1年で約37kgとなっている一方で、世界では飢餓に苦しんだり十分な食べ物を得られず、食料不安・不足に直面している人々たちがいます。

※農林水産省・消費者庁・環境省『令和5年度 食品ロスの発生量の推計値』2025年6月27日公表



食とエシカルアクション

食品ロス対策に向けて、さまざまなエシカルアクションが考えられます。

フードバンク

家にもし余りそうな食べ物があれば、フードバンクとして引き取り、必要な人に届ける団体へ寄付することで、無駄にならず循環させることができます。

てまえどり

消費期限などが近いものから積極的に購入することで、捨てられてしまう食品を減らすことに繋がります。

外食でのもちかえり

最近では、レストランなどの飲食店でも、食べ残しを持ち帰ることが出来るサービスも増えてきました。食べきれない量を注文することも大切ですが、パーティーなどのビュッフェスタイルでも、大量に残ってしまう食事を持ち帰ることで、食品ロス削減の効果も高くなります。

サステナブル・レストラン

食材の製造工程や、レストランで食事が提供されるまでにも食品ロスも多く発生しています。飲食店側が積極的にその対策を行っていたり、有機農産物やサステナブル・シーフードを使用するなど、地球環境や社会に配慮した「サステナブル・レストラン」で外食を楽しむという選択もあります。

家庭での工夫

食材を買いすぎないようにすることは当然ながら、小分けにして冷凍したり、買ったものを腐らせてしまったり廃棄しない工夫も大切です。また、調理後の食材の残りをコンポストにし、家庭菜園で使用する方も増えてきました。

地域の生産者応援

CSA（地域支援型農業）など、生産者と消費者が連携し直接生産者から購入することで、生産側も購入側も無駄なく地域支援にもつながる食材の調達方法も広がりつつあります。

国や自治体、企業でも食品ロスやエシカル消費に向けた取り組みを進めており、食品ロス削減国民運動シンボルマーク「ろすのん」などを通じて情報発信を行っています。あなたも未来に生きるみんなが幸せへとつないでいくために、エシカル消費を実践してみてはいかがでしょうか。





いまだき
相談事例 1

増えています！高齢者の定期購入トラブル

●相談事例

スマートフォンに機種変更したばかりの高齢の母が動画サイトでシミ取りの化粧クリームの広告を見て、初回1,000円の定期コースに申し込んだ。2回目以降は9,000円と高額になるが、広告にはいつでも解約できると書かれていたので、初回商品が届いた後でサイトに解約を申し出た。サイトから2回目の商品を受け取らずに解約する場合は、通常価格12,000円との差額を払う必要があると言われた。母はそのような条件があることは知らなかった。差額を払わずに解約できないか。

●アドバイス

- スマートフォンでネット通販を利用する高齢者が増えています。それに伴い、化粧品やサプリメントなどの定期購入に関する高齢者からの相談も増えています。
- ネット通販では、サイトに書かれた契約の内容を承諾して申し込んだとみなされます。そのため、申込みにあたってはサイトをよく確認することが必要です。この広告では「いつでも解約できる」ことばかりが強調されていましたが、初回で解約するときは通常価格との差額が必要であることが、申込ページに注意書きとして小さい文字で書かれていました。
- スマートフォンでは簡単な入力で申込みができてしまうので手軽に利用しがちですが、注文する前に解約や返品の内容を必ず確認しましょう。
- 差額が必要だということが分かりづらかった、高額な差額が発生すると分かっていたら申し込まなかったことを伝えて話し合ってみてください。



いまだき
相談事例 2

SNSで知り合った相手から買ったライブチケットが渡されない！

●相談事例

ライブのチケットを譲るというSNSの投稿にメッセージを送り、2枚購入することになった。代金18,000円は指定された口座に振り込んだ。チケットはライブ当日に会場で渡すとのことだったが、相手が現れず、入場できなかった。返金してほしいが、相手からメッセージをブロックされてしまい、連絡が取れない。

●アドバイス

- SNSでは自分の個人情報や相手を伝えることなく交流ができます。メッセージ以外の連絡方法がない場合、ブロックされてしまうと被害回復が困難です。
- チケットが渡されても、購入者本人以外は入場できないなど、制限のあるチケットもあるため注意が必要です。
- 相手が本当に信頼できる人物かどうかを判断することは難しいので、軽い気持ちで連絡を取ることは控えたほうがいいでしょう。
- 個人間での取引は、消費者行政センターではあつせんすることはできない自己責任が問われる取引です。

11月は消費者支援強調月間です!

川崎市では、11月を消費者支援強調月間と定め、講演会の開催等さまざまな取組を行っています。



川崎市消費者支援強調月間特別講演

「知って安心、備えて安心!」 災害時に役立つくらしの知恵」



川崎市消費者支援強調月間※の特別講演として、家庭でできる防災対策、災害時に起こりうる消費者トラブルの防止策をお伝えします。

※川崎市では、消費者の利益の擁護を図り、消費生活の安定及び向上を確保することを目的とした「川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例」(昭和49年10月制定)が施行された11月を「消費者支援強調月間」としております。

- 日時** 令和7年11月28日(金) 14:30~16:15 (14:15受付開始)
会場 川崎市総合自治会館ホール(中原区小杉町3-600 コスギサードアヴェニュー4階)
費用 無料
対象者 川崎市内在住・在勤・在学の方 100名(事前予約制・先着順)

内 容

第1部「わが家の防災対策」

地震、風水害、火災等の身近に起こりうる災害への備えとして、
今日から家庭で実践できる防災対策のポイントについてお話しいただきます。
講師 左右木 伸也氏(一般社団法人 かながわFP生活相談センター)

第2部「災害時の消費者トラブルから身を守る」

消費生活相談員として熊本地震で支援された経験をもとに、
災害時に起こりやすい消費者被害の実態と日頃からの心構えについてお話しいただきます。
講師 鈴木 春代氏(公益社団法人 全国消費生活相談員協会)

申込方法 右記の申込フォーム、電話のいずれかで申込み

申込期間 11月21日(金) 17:15まで

問合せ 川崎市消費者行政センター啓発係

電話044-(200)-3864 8:30~17:15(土日祝日を除く)



申込フォーム

川崎駅東口地下街で展示を行います!

川崎駅東口地下街(アゼリア地下街)の広報コーナーにて、消費者行政センターの紹介や最新の消費者被害の事例などの情報を展示しています。ぜひお立ち寄りください。

展示期間 令和7年11月7日(金)~11月21日(金)

場 所 広報コーナー(新川通り方面)



くらしの情報かわさき

川崎市消費者行政センター
〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル5階
電話 044(200)3864 FAX 044(244)6099

イラスト…タナカタケシ



ホームページ

川崎市消費者行政センター

検索

消費生活に関する情報は、
消費者行政センター
ホームページでも提供しています。



令和7年10月25日発行